

学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る
呉市教育委員会の基本的な考え方について

- 1 学校においては、感染防止の3つの基本、①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いなどの感染対策を徹底するといった「学校の新しい生活様式」(令和2年5月22日文部科学省)を導入し、感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、児童生徒の学習機会を確保する。
 - 2 学校は、児童生徒又は教職員の感染が判明した場合、呉市教育委員会を通じて保健所と連携し、学校医と相談して、学校の全部又は一部(学級閉鎖又は学年閉鎖)の2週間の臨時休業を検討する。なお、感染者が増加するなどの事態が生じた場合には、呉市教育委員会が保健所等と連携し、感染レベルの状況に応じて適切に対応する。
 - 3 感染者とその御家族のプライバシーを守るため、SNS等による情報の拡散や、誹謗・中傷・差別等の行動をとらないよう、児童生徒等への指導を徹底する。
- ※ なお、呉市立小・中・高等学校においては6月1日(月)から、「学校の新しい生活様式」(令和2年5月22日文部科学省)による全面再開とする。